

松江市 報道提供資料

令和 6 年 1 月 9 日

件名

松江市感染症予防計画(案)に対するパブリックコメント(意見募集)の実施について

内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 10 条第 14 項に基づき、「松江市感染症予防計画(案)」を作成しましたので、計画案に対するパブリックコメント(意見募集)を実施します。

意見募集期間 令和 6 年 1 月 15 日(月)～令和 6 年 2 月 13 日(火)(必着)

【問い合わせ】

健康福祉部 保健衛生課 担当：山坂 電話：0852-28-8285

「松江市感染症予防計画」(案) に対する パブリックコメント (意見募集)

松江市 健康福祉部 保健衛生課

1 趣旨

本計画は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 10 条第 14 項に基づき、本市における感染症の予防の総合的な推進を図るために策定するものです。この度、庁内各課や関係機関等の意見などをとりまとめ、「松江市感染症予防計画」(案)を作成しました。この案を市民の皆様にお示しし、意見募集を行いますので、幅広い御意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

2 意見募集期間

令和 6 年 1 月 15 日（月）～令和 6 年 2 月 13 日（火）（必着）

3 掲出・閲覧場所

「松江市感染症予防計画」(案) 及びこの概要は、次の各所で御覧いただけるよう公開しています。

- 市ホームページ
- 市役所本庁舎（本館 3 階総務課内行政資料コーナー）
- いきいきプラザ島根 3 階（保健衛生課）
- 各支所（行政資料コーナー）

4 御意見の提出方法

- ・次のいずれかの方法で提出してください。なお、障がいなどのため、これらの方法によりがたい場合は、下に記載しているお問合せ先までご連絡ください。
 - ・ 郵送 ・ ファクシミリ ・ 電子メール ※宛先・送信先は下に記載
 - ・ 持参（持参先：保健衛生課）
- ・御意見を提出される際は、意見と、お名前、ご住所、電話番号（団体にあつては、名称、所在地）
- ・様式は問いません。参考に、様式「松江市感染症予防計画（案）に対する意見提出書」を添付しています。

5 お寄せいただいた御意見の取扱い

- ・いただいた御意見は、計画策定の参考にさせていただきます。
- ・いただいた御意見とその御意見を検討した結果、市の考え方等は、後日公表します。その際、個人が特定される情報（氏名、住所、電子メールアドレス等）は公表しません。
- ・いただいた御意見への個別の回答はいたしません。
- ・提出意見に記載された個人情報、記載内容の確認以外には使用いたしません。

◎お問合せ先・御意見の提出先

松江市 健康福祉部 保健衛生課（担当 山坂）
〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 3 階
電話 0852-28-8285 FAX 0852-28-8118
電子メール eisei@city.matsue.lg.jp

松江市感染症予防計画（案）に対する意見提出書

お 名 前	
ご 住 所	
電 話 番 号	

※ご意見の内容について、不明な点がある場合などに内容を確認させていただくことがありますので、御記入いただきますようお願いいたします。

【御意見記入欄】

該当箇所 (ページ)	意見内容

※これは様式の一例です。これ以外の用紙、書式でもかまいません。

(提出締切：令和6年2月13日(火)必着)

※記入される分量が多く用紙に1枚で収まらない場合は、用紙をコピーしていただくか、別の用紙に記入してください。

※郵送、ファクシミリ、電子メール又は当課への持参のいずれかの方法で提出してください。

【お問合せ先・御意見の提出先】

〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根3階

松江市 健康福祉部 保健衛生課

電話 0852-28-8285 FAX 0852-28-8118

電子メール eisei@city.matsue.lg.jp

松江市感染症予防計画（案）【概要】

松江市感染症予防計画の策定について

令和4年12月：感染症法が改正

改正趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による、感染症の発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備などの措置を講ずる

保健所設置市に感染症予防計画の策定が義務付け

目的

本市における感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、感染症対策の方向性を示すもの

位置付け等

- ◆ 国の基本指針及び島根県感染症予防計画に即して策定
- ◆ 島根県が設置する連携協議会において内容を協議
- ◆ 計画期間：6年（令和6年度～令和11年度）

数値目標

- ◆ 検査実施体制や保健所体制など、平時から計画的に準備を進める（数値目標を設定）

松江市感染症予防計画の構成（案）

はじめに（計画策定の経緯等、感染症対策の推進の基本的な方向）

第一 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

第二 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

第三 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

第四 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

第五 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

第六 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

第七 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

第八 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

第九 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項

第十 その他の感染症の予防の推進に関する重要事項

第十一 新興感染症に係る数値目標 <第三、第七、第八に係る数値目標>

予防計画の策定の主なポイント

第三 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

【基本的な考え方】

- 感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染の拡大防止の観点から極めて重要です。
- 新興感染症のまん延が想定される感染症が発生した際に、検査が流行初期の段階から円滑に実施されるよう、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行うとともに、民間検査機関等との連携を推進します。

【数値目標】

項目	流行初期		流行初期以降	
	対応時期	数値目標	対応時期	数値目標
検査の実施能力	国による新興感染症発生公表後1か月以内	132件/日	国による公表後遅くとも6か月以内	327件/日

予防計画の策定の主なポイント

第八 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

【基本的な考え方】

- 保健所は地域の感染症対策の中核的機関として、地域保健法に基づき厚生労働大臣が策定する基本指針とも整合性を取りながら、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行うとともに、感染症の感染拡大時にも健康づくり等地域保健対策も継続することが重要であることから、平時より有事に備えた体制を構築し、有事の際には速やかに体制を切り替えることができる仕組みの構築を進めます。
- 感染症発生時に迅速に対応できるよう、感染症に関する情報の責任者への迅速かつ適切な伝達及び一元的管理を行う体制や、外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等、健康危機発生時に備えた保健所の平時からの計画的な体制整備を進めます。また、業務の一元化や外部委託、情報通信技術の活用を視野に入れた体制を検討します。

【数値目標】

項目	数値目標
流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数	154人
即応可能なIHEAT要員確保数 (IHEAT研修受講者数)	1人

※ IHEAT : Infectious disease Health Emergency Assistance Teamの略
感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み